区民委員会資料

令和５年１１月２７日

地域振興部 商業･ものづくり課

第７６号議案　令和５年度品川区一般会計補正予算

区内事業者への物価高騰等対策支援について

1. 省エネルギー対策設備更新助成金

（１）目的

エネルギー価格の高騰が長期化し、安定的な事業活動に影響が生じていることから、省エネルギー対策に資する設備更新への助成を行う。７月の受付開始時点での想定件数（２００件）を超える申請となり、さらに増える見込みであることから、引き続き、区内中小企業等の事業継続の下支えおよび区内経済の活性化を図る。

（２）助成内容

　　　①助成金額　　上限８０万円（助成率：対象経費の４/５）

　　　②対象者　　区内中小企業、個人事業主（全業種）

　　　③対象経費　　・事業活動に資する設備（工場又は店舗等に設置する業務用設備）

の購入費および設置工事費

　　　　　　　　　　・既存設備の更新であること（新規導入・増設は対象外）

　　　　　　　　　　・エネルギー価格高騰の影響緩和に資する設備であること

　　　　　　　　　　・１品目あたり単価１０万円以上の設備であること

　　　　　　　　　　・交付決定後から令和６年３月１５日までに導入および支払いが

　　　　　　　　　　　完了すること

　　　④対象設備例　　製造業：冷暖房機器、ボイラー設備、検査機器　など

　　　　　　　　　　飲食業：冷蔵庫・冷凍庫、製氷機、食器洗浄機　など

　　　　　　　　　　運輸業：大型特殊車両　など

　　　　　　　　　　その他：昇降機、高圧洗浄機、電動工具　など

（３）申請期間

　 　　令和６年２月１５日まで

品川区電子申請サービスによるオンライン申請を原則とし、書類申請も可とする

（４）申請状況（１１月１６日現在）

　　　　交付決定　件数：２２２件　　金額：１５０，５８７千円

（５）補正予算額

　　　　歳出　　　　８０，０２２千円

＜内訳＞・助成金（件数：100件）　 　　 　 80,000千円

・郵送代等　　　　　　　　　　　　　　22千円

1. 運送事業者等燃料費高騰対策支援金

（１）目的

原油価格高騰による経営への影響が顕著であり、取引価格・サービス料金への

　　　価格転嫁が困難な区内中小企業者等（運輸・交通分野、水産業分野）の燃料費負

担を軽減し、事業の継続を下支えするため、年間売上高に応じて支援金を交付する。

（２）支援金額

　　　10万円・20万円・40万円

（事業内容および年間売上額に応じて以下のとおり支給）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分野 | 交付対象事業者　【交付対象事業】 | 交付要件  年間売上高（税抜） | 支援金額 |
| 運輸 | トラック運送事業者  【一般貨物自動車運送事業】  軽貨物運送事業者  　【貨物軽自動車運送事業】  タクシー事業者・介護タクシー事業者  【一般乗用旅客自動車運送事業】  貸切バス事業者  　【一般貸切旅客自動車運送事業】 | 3,000万円未満 | 10万円 |
| 3,000万円  ～1億5,000万円未満 | 20万円 |
| 1億5,000万円以上 | 40万円 |
| 水産 | 屋形船事業者  【旅客不定期航路事業】  釣り船事業者  　【遊漁船業】 | 1,000万円未満 | 10万円 |
| 1,000万円以上 | 20万円 |

（３）申請期間

　　 令和６年１月下旬～３月１５日（予定）

品川区電子申請サービスによるオンライン申請を原則とし、書類申請も可とする

（４）補正予算額

　 歳出　　　　７１，８３７千円

＜内訳＞・支援金（想定件数：470件）　 67,000千円

・窓口業務委託　　　　　　　　　 4,785千円

・郵送代等　　　　　 　　　　 　 　 52千円